HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中世後期ドイツの学識法曹
Author(s)	田口, 正樹
Citation	北大法学論集, 58(3), 285[1351]-305[1371]
Issue Date	2007-09-28
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/29638
Type	bulletin (article)
Note	研究ノート
File Information	58(3)_285-305.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

中世後期ドイツの学識法曹

田口正樹

はじめに

中世・近世ドイツにおけるいわゆる「ローマ法の継受」は、歴史上の法継受現象のうちで最もよく研究されてきたものの一つである。[1] 現代世界における法の相互作用や法の溶融現象を、「継受」という狭い枠に限定せずに考える際にも、この歴史的事象の検討から得られるところはやはり多くあると思われる。「ローマ法の継受」研究自体が、既にしばらく前からこの現象を法とその担い手の「学問化」の視点からとらえ、法命題の受容にとどまらない幅広い変化を解明しようとしていることを考えれば、なおさらである。[2]

従来中世末期すなわち一五世紀後半から本格化すると考えられていた「ローマ法の継受」現象が、実は既に中世中期以来進行しドイツの法生活に現実的影響を及ぼしていたこと、その際に教会法と教会組織が大きな役割を果たしたこと、これらの点の確認は二〇世紀後半の継受研究の重要な成果であった。[3] それに対応して、今や事態は「ローマ法の継受」ではなく、教会法も含めた「学識法の継受」と呼ばれるのが適切となった。この「学識法の継受」への一つのアプローチとして、その人的側面としての学識法曹について、ドイツにおける最近の研究成果を確認するのが、この小稿の目的である。

そしてその際には、なかんずく、ドイツなどで近年進展してきた中世大学に関する社会史的研究を多く参照して、そこから学識法曹の存在形態について情報を得ることとする。[4] 学識法は、基本的には大学で教えられ学ばれる法であり、[5] 学識法曹の歴史は大学の歴史と切り離しえない。大学史は多く創立何周年など

の記念年や記念行事をきっかけに書かれるため、かつての大学史叙述は、往々にして当該大学の過去を美化することに傾き、また個別の大学だけの観察に終始して他大学との比較や諸大学全体にかかわる大きな配置には注意がなされないことが多かった。近年の社会史的大学史研究はこうした欠点の克服に努めている。また、それらの新しい研究は、方法的にはプロソポグラフィー（人物史）の手法を多く用い、学籍登録簿 Matrikel などを史料として[6]、学生や教師の出自、家族・親族関係、勉学、学位、役職履歴などを明らかにしている。そうしたデータが、学識法曹の存在形態を解明する際にも重要であることは言うまでもない。どんな人が、どこから、どれほどの数、どのような大学で法学を学んでいたのか。そして大学を去った後、どこへ向かい、どのようなキャリアを経験し、どのような場でどのような活動をしているのか。こうした問いについて、これまでの研究から言えるのはどこまでか。本稿は、学識法継受研究の基礎作業として、まずそれを確認しておこうとするものである。

なお、本稿は時期的には一三世紀後半から一五世紀末までの中世後期を中心とする。またここで使われている「ドイツ」は、基本的に神聖ローマ帝国のアルプス以北部を意味し、今日のドイツ連邦共和国以外に、オーストリア、スイス、チェコ、オランダ、ベルギーなどをも含む。

一・ドイツ外の大学とドイツ出身学生

一二世紀以後、教師や学生の団体としての大学というシステムが西洋世界に登場し、ボローニャやパリといった最古の大学に続いて、多くの地点で大学が誕生した。ただし、それらはすべて南欧や西欧に立地しており、ドイツにおける大学の設立は一三四八年のプラハ大学創設を待たねばならなかった。

しかしそれ以前から、多くのドイツ出身の学生がドイツ外の大学へ赴き、そこで勉学したことはよく知られている。もっとも、イタリアやフランスの諸大学については、中世の学籍登録簿がほとんど伝存しておらず、プロソポグラフィーの手法を用いた研究には困難が伴う[7]。ここでは、他と比較して例外的に史料状況のよいボローニャ大学法学部について、最近のシュムッツの研究によりつつ、概観する[8]。

ボローニャ大学については、ドイツ同郷団 natio の史料がよく残っているため、既に以前から詳しい研究がなされていた[9]。しかしシュムッツは、一二六五年から一四二五年までの期間について、ボローニャ市（コムーネ）関係の史料などもあわせて

用いて、[10]更に多くのドイツ人学生を検出した。すなわち、彼はドイツ同郷団の記録から知られる事例の約一・五倍、総数三六〇一人の学生を同定したのである。[11]このことは、ドイツ同郷団に加入登録していなかったドイツ人学生が多数存在したことを意味する。

学生の出身地は、全体の三分の二の学生についておおよその同定が可能である。[12]もっとも、明らかになるのは出生地ではなく、教会の聖職禄を得ていた地点である、というケースも多いが、学識法曹の広がりを考える場合にはむしろそうした社会的出身地の方がより重要であると考えられる。具体的な出身地点としては、司教都市や大きな参事会教会Stiftskircheの所在地ないしその周辺が多く、特に一三世紀の間はその傾向が顕著である。一四世紀以後になると他の地点も多く登場してくるが、それでも司教都市などの重要性は持続する。地域的に見れば、一三世紀には、上ライン、中ライン、下ラインといったライン川沿岸地方から、多くの学生がやって来ており、それもライン左岸の後述のいわゆる「年長のヨーロッパ」出身者が多数見られる。これに対して、一四世紀以後になるとやはり広くドイツ全体に地域的出身が拡大する。そして一四世紀後半と一五世紀初めには、上ライン、中ライン地方の出身者がむしろ後退する。これらの地方の学生はボローニャでなく、この間設立されたドイツの諸大学などを訪れるようになったのである。初期における司教都市の重要性が示すように、出身地に関しては権力所在地との結びつきが見られ、これは他学部の学生と比べて特徴的である。

学生の社会的出自は、七六三人についておおよその同定が可能である。[13]うち一四・七％が上級貴族、五九・三％が下級貴族、あわせて七四％が貴族身分に属する。同定可能な人間の数が全体の中で少ないこと、および当然ながら身分が高い方が同定しやすいことを考慮しても、貴族の数が多いことは明らかである。残る二六％は市民身分出身であるが、その中でも支配者や貴族の世界と接点を持つような上層市民が大きな割合を占めていた。このように、全体の傾向として、もともと身分が高く、権力行使の中心に近いような人間が、学生としてボローニャに来ることが多かったのである。

ところで以上の出生階層による区別とは別に聖職者か俗人かという区別を見ることもできる。この点が判明する約一七〇〇人のうち、実に九九％は広い意味での聖職者であり、俗人はわずか一％に過ぎなかった。もちろんここでいう広い意味での聖職者は、信者のケアや宗教儀式に主として心を向ける者たちば

かりではない。特に貴族出身者を中心に、世俗的心性を持ち続けた者も多かった。また低位の叙階しか受けなかった者は還俗も可能であり、家門の事情などを理由に実際に還俗するケースも見られたのである。後出の司教座聖堂参事会Domkapitelや共住参事会教会Kollegiatstiftのメンバーにはこの種の聖職者が数多く含まれていたのであった。こうした聖職者学生はボローニャへ来る前、あるいはボローニャ滞在中に教会聖職禄を獲得する者が多かった。聖職禄で学費や滞在費をまかなうのは、中世大学において広く見られるパターンであった。このようにドイツ出身学生の場合、広義の聖職者がほとんどであったという状況は、既に以前からよく知られていたことであったが、シュムッツの研究は拡大された史料的基礎の上にそれを改めて確認したのである。

次にボローニャを訪れたドイツ出身学生数の変遷について、シュムッツは一二六五年から一二八八年、一二八九年から一三五五年、一三五六年から一四二五年の三つの期間に分けて考察する。[14] 第一期は学生数の多さによって特徴づけられ、第二期の初めに来訪学生数は頂点に達する。その後一四世紀の半ばに近づくにつれて減少傾向が顕著になるが、それでも第二期は全体としてはドイツ出身学生の来訪の点で大学の成功と繁栄の時期として特徴づけることができる。それに対して、第三期は、第二期後半の減少傾向を引き継いで、いわば低位安定の時期である。イタリアの他大学との競争や、この時期ドイツで設立された大学との関係で、ボローニャ大学での法学学習は、先行する時期に持っていたような魅力を失ったのであろうと推測される。しかし、学生数は一四〇〇年ごろに底を打った後、一五世紀前半にはやや回復する。これは、イタリア諸大学における人文主義的教育の魅力とともに、法学学習の面で従来とは違った学習コースが取られ始めたことを示唆する。つまり、ドイツにおける諸大学の存在を前提に、ドイツで自由学芸の勉学や法学の途中までの勉学をすませた後、ボローニャなどイタリアの大学で法学学習を完了して学位を取得する、というコースである。つまりこのような意味で、ドイツに多くの大学ができた後でもイタリアでの勉学はなお意味を失わなかったと考えられるのである。

大学における勉学そのものに関しては、学位取得についてのシュムッツの調査結果を紹介しよう。[15] 法学部の正式の最終学位は博士doctorであるが、博士号の取得のためには、手数料や儀式費用などで取得者が多額の負担をする必要があった。そのため、博士号と同様に万国教授資格を得られるlicentiatusの取

得にとどめる者が数多く存在した。ここでは両者をまとめて扱うと、全体で三六〇一人の学生のうち、これらの学位を取得したことが判明するのは一三〇人で、全体のわずか三・五％にすぎない。すべての学位取得者を把握できるわけではないことを勘案しても、これは非常に低い比率である。しかし、このような状況は後出のドイツ諸大学においても共通で、中世の大学においては広く見られた現象であった。中世大学では、きわめて多くの学生が学位を得ずに大学から姿を消しており、そうした学位を得ない学生の方が数の上ではかえって多数を占めていたのである。それでも大学へ行くことには一体どんな意味があるのか、一つの重要な問題であるが、ボローニャのケースで見ても、学位も取得せず、あるいは法学学習を最後の過程まで進めなくとも、何らかの意味はあったらしい。そうでないと多くの学生がボローニャを訪れたことが説明できないであろう。法学学習の中途までの知識でも、行政や統治の領域において他から際立つような活動が可能であったのかもしれない。

学位の分野について見ると、教会法が約八二％、ローマ法が約一八％である（両法の学位を得た者が四人、全体の三％いるが、シュムッツは教会法・ローマ法双方にカウントしている）。学生の大半が広い意味での聖職者であったことを考えれば、この結果はある意味で自然である。また、社会的出自との関係では、学位取得者のうちで貴族の占める割合が、学生全体に比べると低くなり、非貴族の割合が高くなる。この所見は、身分の高い人間は学位取得にそれほど重きを置いていないことを示すものとしておそらく解釈できるものである。

以上のようなシュムッツの研究結果は、全体として、これまで既に知られていた特徴を確認するところが多いが、従来より拡大された史料的基盤と新しい大学史研究の問題意識によって、ボローニャ大学法学部に学んだドイツ人学生について、知見を提供するものである。

シュムッツが扱った期間より後の時期については、一四二六年から一五七五年までを対象に、総数六四〇人の現在のオランダ出身学生のイタリア諸大学における勉学とその後のキャリアを調査した、テルフォールトの研究がある。[16] 一地方出身の学生に限定された検討であり、時期的にも我々が対象とする時代を越えて一六世紀に入りこむものであるうえ、法学以外の学生をも対象にしていることからシュムッツの研究との比較は難しい面があるが、法学学生に注目しつつ以下で概観する。

イタリア諸大学の史料から検出されたオランダ出身学生は、イタリアの大学のうちでは、特にパドヴァ、ボローニャ、フェ

ラーラ、シエナの四大学を多く訪れている。[17] しかし、イタリア以外にもドイツ、次いでそれより数は少ないがフランスの諸大学をも訪れており、中でも地理的に近いルーヴァン、ケルンの両大学でも勉学している学生が多く、これら両大学で学んだ後にイタリアの諸大学へ現れるケースが数多く見られる。[18] これは、シュムッツが一五世紀初めについて指摘した傾向がその後も持続していることを示すものであろう。検討対象となる学生総数のうち、一二％は何を学んだのか不明であるが、あとは、法学が約五一％、医学が約三三％、自由学芸が三％、神学は約二％である。[19] 学生の地元に近いアルプス以北の諸大学の場合は自由学芸の学生が大半を占めていたことと比較すれば、上級学部、それも法学と医学の数の多さが明らかである。ボローニャ大学法学部においては、一五世紀末に多くの学生が訪れており、全般にも同じ時期に法学学生の増加が見られる。[20] ところで、法学の学位取得の面では、一五世紀が進むにつれて、教会法単独の学位を取得するケースが次第に減少していき、一五二五年以後にはほとんど消滅する。対応して一五世紀中はローマ法単独の学位を取得する者が増加するが、一六世紀には両法の学位を取得する学生が急増し、一五二五年以後はほとんどがこのケースとなる。[21] 全体としてはローマ法学習の比重が増大していくことを示すデータと見てよいであろう。

学位取得率は全体で約五八％に達し、シュムッツの研究との比較では注目に値する。[22] これはもちろん、イタリア諸大学では多くの場合、まさに学位取得者のリストがプロソポグラフィーの唯一の史料である、という事情が影響しているのだが、しかしドイツ同郷団関係の史料が残るボローニャ大学法学部でも学位取得率は五一％にも達する。テルフォールトは、慎重な態度を維持しつつも、この時期のイタリア諸大学ではアルプス以北の諸大学と比べて学位取得率が高く、法学の場合上述のようにほとんど五〇％にも達したであろう、と述べている。[23] 時期的には一六世紀には一五世紀と比べて学位取得率が上昇する。こうした所見は、時代が下るにつれて大学を訪れることと学位取得との関係が今日の感覚に近づいていくことを示すものであり、シュムッツの研究が指摘したような中世的特徴を逆に浮かび上がらせるものと言えよう。なお、法学の学位においては、licentiatus の重要性が次第に減少して、それではもはや十分とは見なされなくなり、多くの場合 doctor タイトルを取得するようになった。

学生の詳しい出身地についての調査は、都市化の進んだホラント伯領や中心都市ユトレヒトを持つユトレヒト司教領南部か

ら多くの学生が出ており、また都市のサイズと学生数の間にもゆるやかな正の相関が認められることを示す。[24] また、ホラント伯領などオランダ西部からは医学を学ぶ学生が多く出ており、西部出身で法学を学ぼうとする者はイタリアよりもむしろフランスのオルレアン大学へ向かうのに対して、オランダ東部の諸地方からは法学を学ぶ学生が多く出ており、東部出身者はフランスよりイタリアを好んだ。[25]

学生の社会的背景について、テルフォールトは、まず大学関係史料の用語法から、全体を貴族 nobilis、「富裕者」dives、「貧困者」pauper の三グループに分ける。期間全体についての割合はそれぞれ、約一一％、約八〇％、約九％である。[26] このうち貴族の数は一六世紀にかけて増加する傾向にある。彼らのほとんど（約八六％）は法学を学んだが、学位取得率は対象学生全体と大差なく、やはり一六世紀に率が上昇する。[27] 一方「貧困者」の数はアルプス以北の諸大学と比べて少ない。[28] 更に、社会階層による区分として、貴族、市民、その他の平民という区分がなされ、市民は更に都市貴族、上層市民、下層市民に三分される。この区分により所属を同定できるのは、全体の約五〇％であるが、法学を学ぶのは身分の高い学生が多く、貴族と都市貴族で法学学生の約四四％を占める。[29] また学生全体の少なくとも約一三％が聖職者であった。[30] 以上の所見は、貴族の割合の少なさ、聖職者の割合の少なさなどの点でシュムッツの研究結果と相違するが、これは一つにはテルフォールトがオランダ諸地方の地方史史料から数多くの市民出身学生を同定しえたことによるものと思われる。対象とする時代がずれていることも影響しているのであろう。

以上のようなテルフォールトの研究は、地域が限定されており、それも後述するようにドイツでは最も先進的な地方に属する低地地方を対象としている点に注意しなければならないが、それでも一五世紀以後における学生のイタリアでの勉学について多くの情報を与え、シュムッツが扱った時代以後の発展傾向を指し示すものと言えよう。

二．ドイツの諸大学での勉学

前述のように、南欧・西欧に比してドイツでは大学の成立が遅れ、ようやく一三四八年にプラハに大学が設立された。ペーター・モーラフは、南欧・西欧を「年長のヨーロッパ」、中欧・東欧・北欧を「年少のヨーロッパ」と呼んで区別し、大学は当初「年長のヨーロッパ」でのみ成長しえた、とする。大学とい

う制度は、一定の社会的・文化的環境を前提としており、その点で二つのヨーロッパには一五〇年以上の落差が存在したのである。[31] ドイツにおける大学の歴史の中で、時代を画した重要な事件は、一三七八年に勃発したカトリック教会の大分裂（シスマ）であった。[31a] それ以前には、「年少のヨーロッパ」の諸大学は必ずしも順調に発展しておらず、例えば一三六五年に創立されたヴィーン大学は、その後すぐにいわば休眠状態に陥っていた。これに対して、一三七八年以後、一方でアヴィニョンの教皇を支持したフランスの諸大学から教師と学生がドイツへ戻り、他方で、支持者獲得の必要に迫られたローマとアヴィニョンの両教皇は、従前より容易に大学設立のための特許状を与えるようになる。こうした事情を背景に、一四世紀末から一五世紀初めにかけて、ハイデルベルク（一三八五年）、ケルン（一三八八年）、エアフルト（一三九二年）、ライプツィヒ（一四〇九年）、ロストック（一四一九年）、ルーヴァン（一四二五年）の諸大学が創設され、ヴィーン大学も再活性化する。更にその後、一五世紀後半になって、グライフスヴァルト（一四五六年）、フライブルク（一四五七年）、バーゼル（一四五九年）、インゴルシュタット（一四七二年）、トリーア（一四七三年）、マインツ（一四七六年）、テュービンゲン（一四七七年）の諸大学が成立し、一六世紀初頭成立のヴィッテンベルク（一五〇二年）とフランクフルト（オーダー）（一五〇六年）を加えて、宗教改革前のドイツは一五以上の大学を擁したのである。

これらドイツの大学は組織形態としては、神学、法学、医学、自由学芸の四つの学部をすべて備えた四学部型であった。これは、法学部を中心とするボローニャ型と自由学芸および神学を中心とするパリ型という先行する二つの異なるタイプを融合させたものである。大学という、「年長のヨーロッパ」で発達したシステムが、遅れた「年少のヨーロッパ」へ移植されるに際して、新しいタイプが生み出されたのであり、そしてこれが以後西洋の大学組織に大きな影響を及ぼすことになった。[32] もっとも、それぞれ社会的背景を異にする二つの型を組み合わせるのは容易でなく、四学部型が定着した後も大学内部には強い緊張関係が存在した。初期のプラハ大学に関するモーラフの議論はこうした状況を指摘するものである。[33] モーラフによれば、初期のプラハ大学は確かに一つの studium ではあったが、そこには二つの大学 universitas が存在した。発足当初は法科大学だけが存在し、その後法科大学と自由学芸・神学の大学（医学の教師・学生はプラハでも他のドイツの諸大学でもごく少なかった）の二重構造が現出する。[34] 両者は、一三六〇年以前にはそれ

ぞれが学頭 rector を選出していたが、一三六〇年以後は一年毎に交互に一人の学頭を選出するようになる。[35] そして、一三六八年ごろの大学規約からは、単一の大学を創出し、法科大学を四学部のひとつに「格下げ」しようとする構想がうかがわれるが、これは結局実現しなかった。[36] すなわち、一三七二年には法律家たちが分離し、この年から法学部の学籍登録簿が伝存しており、およそ完全に残っているヨーロッパ最古の学籍登録簿として、ドイツとヨーロッパの大学史の最も貴重な史料の一つとなっているのである。こうした経緯は、法律家と自由学芸学部などとの社会的背景の相違を如実に示すものである。つまり、法学部の学生・教師の社会的出自は、自由学芸の学生などと比較してはるかに高く、彼らにとって、自由学芸学部出身の学頭をいただくことはおよそ耐え難い事態であったのである。両者はそもそも住む世界を異にしていたのであった。[37]

このような、大学内部における法律家と非法律家の対立は、他の大学でも見られた。ケルン大学では、その草創期に、法律家たちと他の三学部が大学規約をめぐって対立した。[38] また学籍登録の際の誓約の文言をめぐっても、法律家は、今後いかなる身分に達したとしても大学の諸特権、規約、慣習などを尊重する旨の文言を入れることに対して、抵抗した。[39] バーゼル大学においても、法律家は、法学部中心で法学学生から学頭を選ぶイタリア型の大学をモデルとして、大学組織の改組を要求し、分離をも辞さない態度を示した。[40] もっとも、結局両大学において、法律家の主張は貫徹せず、大学組織は一体性を維持したのであったが、これらの現象は、四学部型のドイツの諸大学で、法学徒と他の成員の間に存在した、強い緊張関係を証言するものであり、法律家の社会的背景と他の学生たちの社会的環境の落差を示すものであった。

さて、これらドイツの大学とその学生については、学籍登録簿を史料としたシュヴィンゲスの包括的な研究がある。[41] 彼は、一三八五年から一五〇五年までの期間を対象に、学籍登録簿が残る一二の大学[42]について調査した上で、特にケルン大学を取り上げて詳細な検討を加えた。ここでは、その成果だけでなく他の研究をもふまえた、彼の二〇〇一年に公表された論文によりつつ、概観する。[43]

シュヴィンゲスは、プラハ大学創設から一五二〇年までの間にドイツの諸大学で二五万以上の学生登録が行われ、一四七〇年代以後は多い年には年に三〇〇〇の新規登録が行われとし、一五〇〇年頃にはドイツ全体で約一万の学生が存在したであろうと推定している。[44] こうした数値を、学籍登録簿がドイツのよ

うによく残っていないイタリアやフランスなどと比較してどのように評価するかは難しい問題であるが、シュヴィンゲス自身は歴史の浅いドイツの諸大学がよく利用されたと見なしている。そして彼は、それどころか一五世紀末には、大学経験者の「供給過剰」が生じたと想定する。[45] 職を得る見込みの高い北西部の大学への学生の集中傾向などがその兆候であると見なされる。この供給過剰は、宗教改革後に大学を訪れる学生の数が劇的に減少することによって、はじめて解消されたという。シュヴィンゲスはこの供給過剰圧力を、さまざまな分野における「学問化」の動力源として想定しているが、この推測の当否および学識法継受との関係は今後の課題であろう。

ところで以上の数値はすべての学部の学生を合算したものであるが、学部別に見ると、全体の七〇から八〇％が自由学芸の学生によって占められており、一〇から一五％が法学、残りが神学で、医学はごくわずかであった。[46] 学部によって学生の質に大きな差があり、特に自由学芸と法学はいわば別世界であった。[47] 登録の際に登録料を免除されるような貧困学生[48]はほとんど自由学芸の学生であった。一方、法学の学生の多くは「既に何者かである」ような人たちであり、貴族など身分の高い者が、前出のボローニャの場合ほどではないにせよ、やはり多く見られた。

これらの学生たちの非常に多くは学位を得ずに大学から姿を消していった。[49] 学位のうちでは最下位にあたる自由学芸のbaccalaureusでさえ、初期には全体の一〇から二〇％の学生しか取得しておらず、一五世紀末にはようやく取得率が三〇から四〇％に上昇し、最も進んだケルン大学で五〇％くらいに達したにすぎない。ボローニャ大学のところでも触れたように、そもそも学位を目指さないという勉学パターンが広く見られたのである。

我々の関心対象である法学についてドイツの諸大学の状況を見れば、ドイツの法学部は、イタリア諸大学の法学部よりもずっと小規模で、法学教師をイタリアから招いても講義が成立せず、教師がすぐに大学を去るといったケースも見られる。[50] 当初、法学の講座はほとんどすべて教会法の講座で、早くからローマ法の講座を有したケルン大学は例外的であった。それはこの大学が立地する下ライン、特にライン左岸の下ラインが当時のドイツで最も先進的な地域であったことを反映していたのである。前述したイタリアの諸大学での動向と同様、ドイツでも、一五世紀の経過中に、ローマ法の学位取得者が徐々に増加していったのであった。[51]

三．大学後のキャリア

こうしたドイツ内外の大学を訪れた学生たちは、大学を去った後、どのような場で活動したのであろうか。これは多くの個別研究を必要とする問題であり、研究の今後の進展によって更に解明が進むものと思われる。ここでは、法学の学生について、今のところ分かっている大まかな傾向を確認する。[52]

まず、国王宮廷に現れる学識法曹については、モーラフの研究がある。[53] モーラフは一二七三年から一四九三年までの期間について、合計二三〇人の国王宮廷に仕えた学識法曹を検出したが、そのうち六〇％は一四一〇年以後の時期に現れる。[54] ドイツ王権は既に一三世紀後半から、少数とはいえ学識法曹を用いており、その数は一四世紀半ば以後一段飛躍し、更に一五世紀、とりわけその後半を占めるフリードリヒ三世の治世に一層増加する。

宮廷における彼らの活動は、まず書記局から始まり、ここが宮廷の法学化の中心であった。それと平行して国王顧問としての活動も見られる。[55] 更に政治・外交交渉における活動も重要であったが、初期にはとりわけ教皇庁との交渉が主要な任務であったと考えられる。[56] 更に、一四二〇年代以後は、ドイツ内部での政治的交渉で法律家が用いられ、王権だけでなく選挙侯、諸侯、有力な都市もまた、この動きをともにする。[57] これに対して、裁判分野への学識法曹の進出は、例外的に多くのイタリア人法律家が用いられた国王ジギスムントの治世を別とすれば、[58] 一五世紀後半のフリードリヒ三世の治世になってはじめて大量に見られる。国王カンマー裁判所の裁判官に数多くの学識法曹が登場することが、この時期の大きな特徴なのである。[59]

しかし、注意する必要があるのは、大学で学んだ法律家たちは、一五世紀になっても、決して宮廷メンバーの中で優越的いわんや独占的な地位を獲得したわけではない、という点である。法律家たちは、国王宮廷で、生まれと家柄によって高い地位を占めている貴族たちと出会ったのであり、しかも全体として彼ら貴族たちの方が宮廷で大きな影響力を保ったのであった。学識法曹の意義を考える際には、この点も念頭においておく必要がある。[60] 学識法曹自身、多くは聖職者であり、俗人の数は増加していくものの、そのペースはごくゆっくりしたものであった。[61] また、中世後期のドイツ王権の統治の重心が南ドイツにあったことと対応して、国王宮廷の法律家の出身地は南部に偏っており、北ドイツ出身者はほとんど見られない。[62] しかし、学識法曹は、全体社会としてのドイツ王国（ライヒ）が現実に成立する

前から、既にそれを前提として思考し行動していたのである。そうした学識法曹の存在と活動は、従来言われてきたように領邦権力の確立に資することを通じてライヒの分裂を促進したのではなく、むしろライヒの統合を作り出し、高める役割を果たしたのであった。[63] こうしたモーラフの研究は、中世後期ドイツの王権が、西欧・南欧の君主と比較すれば、量的にも少なく時期も遅れるとはいえ、大学で学んだ法律家をさまざまな形で利用していたことを改めて知らせるものと言える。

領邦君主に仕える学識法曹については、地方行政まで視野に入れて傾向を論じるには、なお研究の進展を待つ必要がある。ここでは君主の宮廷に現れる法律家について一般的傾向を見れば、大きな領邦の方が小さな領邦より早くかつ多くの法律家が現れ、また西部・南部の領邦の方が東部・北部の領邦よりも早くかつ多くの法律家が登場する。[64] 後者の地理的傾向は、ドイツ内部の発展の落差を反映するものである。後述するように学識法曹の活動分野の一つであった教会裁判所に関しても、司教代理裁判官の出現には、やはり同様な落差が見られる。また、ドイツの中では、下ライン・低地地方が最も先進的であり、そこではローマ法の勉学が早くから意味を持ち、上層市民から多くの法律家が出自し、俗人法律家の登場も早い。[65]

これに対して、量的に見て最大であったと思われる進路は教会分野であった。これまでしばしば述べてきたように、学生や法律家の多くが聖職者であったことを考えれば、これはある意味で自然な現象である。[66] 例えば、一三八六年から一四三六年の間にハイデルベルク大学法学部で licentiatus ないし doctor のタイトルを獲得した六三人を調査した、ヴィロヴァイトの研究によれば、彼らは通常は聖職者で、司教座聖堂参事会や参事会教会にポストを得ようと努めていた。[67] これに対して、世俗君主への奉仕はそう多くなく、都市への奉仕はわずかであった。[68] こうしたキャリア状況からすると、ハイデルベルク大学の創設については、よく言われるような領邦官僚養成のためという理由はあてはまらず、むしろ国王に匹敵するような支配要求の現れとして考える必要がある。[69] ハイデルベルクが領邦官僚養成を主眼とする「領邦大学」化していくのは、一五世紀後半以後のことである。[70] そして、教会の中での活動分野を見れば、司教代理裁判官 Offizial などの法律家的な職務は予想ほど多くはなく、むしろ前述のような司教座聖堂参事会や参事会教会の顕職に多くの者が就任している。[71] こうした傾向は、同じヴィロヴァイトのヴュルツブルク司教区の学識法曹を調査した研究によっても確認されるところである。すなわち、大学で学んだ法律家は、

主に教会分野、それも司教座聖堂参事会や参事会教会に見出される。[72] 教会の法学化自体はゆっくりと進み、一五世紀に入ってようやく加速し始める。司教代理裁判官の職にしても、一四世紀にはなお非法律家によって占められる例があったが、一五世紀になるとほぼすべて法律家によって占められる。こうした推移には一三七八年のシスマによって刺激を与えられた、ドイツにおける大学設立の波も影響を与えたと思われる。[73]

このように、特に一四世紀の間は、学識法曹は教会分野において裁判関係のポストにのみ就任していたわけではなく、むしろ数の上では、司教座聖堂参事会や共住参事会教会など、社会的威信が高く収入も多い教会でポストを得る、というケースが多かった。ボローニャのケースで見たように、法学学生はもともとこうしたポストを持っていることがしばしばであって、その場合は、元の環境へ戻るということになる。そうした者たちは、そこで特に裁判に限られた職務でなく、広い意味での統治と行政に携わったのであった。他方、国王宮廷について述べられたことはこの分野にもあてはまる。すなわち、これら重要な教会のポストは学識法曹のみで占められたわけではなく、やはり家柄と社会的出自によって役職を得ている者が多数いた。こうした、学識とは別の価値基準の存在はやはり無視できないであろう。ただし、法学学生の場合、もとの身分が高いことがしばしばなので、例えば司教座聖堂参事会にポストを得たという場合、それが法学識や学位のゆえなのか、もともとそういう身分に属していたからなのか、判然としないところがある。そこで法学識がどんな意味を持ったのかを知るためには、活動の具体例を検討していかなければならないであろう。[74]

教会分野に比べると、都市に仕える学識法曹の例はずっと散発的で出現する時期もかなり遅れる、というのが、今のところの研究所見であるように見える。ニュルンベルクのような極めて有力な都市でも、都市の書記として学識法曹がはじめて登場するのは一三六〇年代である。そして一五世紀半ばに至るまで、同市は、参事会教会などにいる法律家に、問題が起きるたびごとに鑑定意見などを依頼していたのであった。一五世紀のニュルンベルク出身法律家の約半数はなお聖職者であり、市民的法律家タイプの成長はゆっくりしたものであった。[75] ニュルンベルクより小さいフランケンの中小都市では、学識法曹の事例は更にずっと少なくなる。[76]

北ドイツのハンザ都市においても、事情は大きくは変わらない。ハンザ都市の書記局には既に一三世紀から法学識ある者が現れるが、そうした初期の例はすべて聖職者であった。一四世

紀後半以後、大学を訪れた市民が書記などになる例が出てくるが、こうした俗人化は長い過程を要したのであった。書記と並んで都市顧問 Syndikus の職が学識法曹によって占められていき、彼らは外交交渉の分野などで重要な役割を果たした。[77] 一方、都市参事会への学識者の進出は、ずっと遅れて生じた。リューベクでは、一四六〇年代に初めて学識法曹が参事会メンバーとなる。一般的には、法学識ある参事会成員の時代はようやく一六世紀半ばに始まったのである。[78] 都市参事会は、大学での勉学に関心を有し、市民の大学訪問と勉学を援助したりしていたが、[79] それでも都市内で実権を握る参事会家門の出身者が大学で本格的な勉学をするようになるのは、一五世紀末以後のことであった。[80]

このように、都市においては、やはり裁判など法律家的職務への学識法曹の進出は大きく遅れ、都市統治の実権を握る参事会も、法律家を自身のメンバーとするのではなく、外部の法律家を利用するという実行を長く続けたのであった。

おわりに

最後に、以上の研究状況の確認から、中世後期ドイツの学識法曹を考える上で注意すべき点をいくつかあげておこう。

第一に確認したいのは、大学史に関する研究が学識法曹の研究にとっても、多くの知見をもたらしたことである。今後も、大学を通じて学識法曹に迫るというアプローチは、有効であると思われる。その際には、ドイツにおける四学部大学というタイプの成立や、本稿では詳しく扱わなかったイタリア人法律家の問題などの検討を通じて、学識法曹を支える社会的環境や、その点でのイタリアとドイツの落差を、より詳しく解明することができるであろう。

第二は、法律家の出自、給養、勉学学科、活動領域などの点で、教会の意義が、特に一五世紀以前にはきわめて大きいことである。この特徴は一五世紀の経過中にようやくゆっくりと後退していったように見える。中世後期ドイツの法律家は、まず、教会の制度や人的スタッフ、教会史上の諸事件との関連の中でとらえられなければならない。このことは、また、教皇庁との関係など、ドイツに限られずカトリック教会全体の構造を視野におさめておくことをも要請する。[81]

第三は、この時期の学識法曹は、貴族的政治構造および価値観との関係の中で、考察されねばならない、ということである。学識法曹は、その活動の先々で貴族たちと出会い、彼らとときに協働し、ときに競いつつ、活動を展開したのであった。彼ら

自身、しばしば貴族の出であり、大学の中などでは貴族的価値観に沿って行動したのである。確かに、一五世紀が進むにつれて、市民的なタイプの法律家も現れるものの、貴族的世界との関連は全体として無視することができないのである。

第四に、法律家たちの活動領域は、今日通常見られるような裁判関係に限られていなかったことに、改めて注意するべきである。文書作成やとりわけ政治的・外交的交渉が、法律家の重要な任務をなしていた。そこにおける、法学識の意味や法律家の有用性がどこにあったのか、今後の検討が必要である。

このように、中世後期ドイツの学識法曹は、多くの点で今日我々がイメージする法律家像とは異なる特徴を有していた。今後、本稿で多く紹介したようなプロソポグラフィー研究の成果をふまえて、個別法律家の活動事例を具体的に分析していくことによって、[82] そうした特徴の意味を更に明らかにしていくことができよう。そして、それを通じて我々は、中世後期ドイツにおける学識法継受を、より厚みのある形で理解することができると思われる。

（1）研究の現況については、さしあたり、Wolfgang Sellert, Zur Rezeption des römischen und kanonischen Rechts in Deutschland von den Anfängen bis zum Beginn der frühen Neuzeit : Überblick, Diskussionsstand und Ergebnisse, in : Hartmut Boockmann u. a. (hg.), Recht und Verfassung im Übergang vom Mittelalter zur Neuzeit, I. Teil, Göttingen 1998, S. 115-166. を参照。

（2）Franz Wieacker, Privatrechtsgeschichte der Neuzeit unter besonderer Berücksichtigung der deutschen Entwicklung. 2. Aufl., Göttingen 1967, S. 131ff. F・ヴィーアッカー（鈴木禄弥訳）『近世私法史』（一九六一年　創文社）一二四頁以下。

（3）Winfried Trusen, Anfänge des gelehrten Rechts in Deutschland, Wiesbaden 1962. のみを、代表的な研究としてあげておく。

（4）近年の大学史研究全体の動向については、稿を改めて整理する必要がある。本稿では、学識法曹に関係する限りで、大学史研究の成果を参照するにすぎない。

（5）大学の外での学識法教育については、Helmut Coing, Die juristische Fakultät und ihr Lehrprogramm, in : Ders. (hg.), Handbuch der Quellen und Literatur der neueren europäischen Privatrechtsgeschichte, Bd. 1 Mittelalter (1100-1500), Die gelehrten Reechte und die Gesetzgebung, München 1973, S. 50f.

(6) 史料としての学籍登録簿については、Jacques PAQUET, Les matricules universitaires (Typologie des sources du moyen âge occidental Fasc. 65), Turnhout 1992. を参照。

(7) フランスの諸大学のうち、例外的に一五世紀からの学籍登録簿が伝存しているオルレアン大学では、一四四〇年から一六八九年までの期間に約一七、五〇〇人の学生がドイツからやって来ている。Detlef ILLMER, Die Rechtsschule von Orléans und ihre deutschen Studenten im späten Mittelalter. Zugleich eine Studie zum 》ius scolasticum《 und zur Entstehung des französischen Bildungsprimates seit dem 12. Jahrhundert, in : Johannes FRIED (hg.), Schulen und Studium im sozialen Wandel des hohen und späten Mittelalters (Vorträge und Forschungen 30), Sigmaringen 1986, S. 407-438, S. 426. イタリアの大学におけるドイツ出身学生については、例えばパヴィア大学に関するアゴステイーノ・ソッテイリによる多くの研究を参照。パヴィア大学でも学籍登録簿が作成されていたことは確かであるが、現存していないため、ソッテイリは学頭 rector 選挙に参加した学生のリストや学位授与に際しての証人名などを手がかりに、ドイツ出身学生を検出している。Agostino SOTTILI, Università e Cultura (Bibliotheca Eruditorum 5), Goldbach 1993, DERS., Humanismus und Universitätsbesuch / Renaissance Humanism and University Studies, Leiden / Boston 2006.

(8) Jürg SCHMUTZ, Juristen für das Reich. Die deutschen Rechtsstudenten an der Universität Bologna 1265-1425, 2 Teile, Basel 2000. ドイツ出身学生のドイツ外での法学学習について一般的には Peter MORAW, Über gelehrte Juristen im deutschen Spätmittelalter, in: Jürgen PETERSOHN (hg.), MEDIAEVALIA AUGIENSIA. Forschungen zur Geschichte des Mittelalters (Vorträge und Forschungen 54), Stuttgart 2001, S. 125-147, S. 137f. も参照。

(9) 中心的な史料として、Ernst FRIEDLÄNDER und Carlo MALAGOLA (hg.), Acta Nationis Germanicae Universitatis Bononiensis ex archetypis tabularii Malvezziani, Berlin 1887. それに依拠した学生の一覧として、Gustav KNOD, Deutsche Studenten in Bologna (1289-1562). Biographischer Index zu den Acta nationis Germanicae universitatis Bononiensis, Berlin 1899 (ND Aalen 1970). なお、ドイツ同郷団は本稿で言う「ドイツ」以外の地域出身の学生をも受け入れており、シュムッツはスカンディナヴィア出身の二七人の学生をもあわせて考慮に入れている。J. SCHMUTZ, a. a. O., Teil 1, S. 14f. しかし、本稿の他の部分と区別することは煩瑣となるため、同じようにドイツと呼んでおく。

(10) ボローニャ市の公証台帳や刑事裁判関係文書などの史

料について、J. Schmutz, a. a. O., Teil 1, S. 28ff.

（11）この三六〇一人の学生についてのプロソポグラフィーは、J. Schmutz, a. a. O., Teil 2 にまとめられている。

（12）J. Schmutz, a. a. O., Teil 1, S. 65ff.

（13）Ebenda, S. 77ff.

（14）Ebenda, S. 89ff.

（15）Ebenda, S. 118ff.

（16）Ad Tervoort, The *iter italicum* and the Northern Netherlands. Dutch Students at Italian Universities and Their Role in the Netherlands' Society (1426-1575), Leiden / Boston 2005.

（17）Ebenda, S. 56.

（18）Ebenda, S. 41, 82ff.

（19）Ebenda, S. 86.

（20）Ebenda, S. 59ff., 92. なお、フランスのオルレアン大学法学部を訪れるオランダ出身学生の数も、一五〇〇年前後にピークを迎えている。Ebenda, S. 94.

（21）Ebenda, S. 87ff.

（22）Ebenda, S. 105ff.

（23）Ebenda, S. 112f.

（24）Ebenda, S. 143ff., 146, 158f.

（25）Ebenda, S. 181ff.

（26）Ebenda, S. 198ff.

（27）Ebenda, S. 201ff. テルフォールトは、都市貴族などとの競合から、大学へ向かう貴族の志向が強まったものと見て、この傾向はアルプス以北よりもイタリア諸大学での勉学についてより顕著であった、と評価している。Ebenda, S.238f. R. Gramsch（注51）, S. 98f. も同様の傾向を指摘する。貴族と大学・学識法との関係を考える際に、注意されるべき点であろう。

（28）Ebenda, S. 208.

（29）Ebenda, S. 210ff., 218.

（30）Ebenda, S. 223.

（31）Peter Moraw, Einheit und Vielfalt der Universität im alten Europa, in : Alexander Patschovsky und Horst Rabe (hg.), Die Universität in Alteuropa, Konstanz 1994, S. 11-27, S. 17f.

（31a）Peter Moraw. Über Gelehrte Juristen（注8）, S. 137f.

（32）Peter Moraw, Prag. Die älteste Universität in Mitteleuropa, in : Alexander Demandt (hg.), Stätten des Geistes. Grosse Universitäten Europas von der Antike bis zur Gegenwart, Köln u. a. 1999, S. 127-146, S. 144f.

（33）ここでは、さしあたり、Peter Moraw, Die Juristenuniversität in Prag (1372-1419), verfassungs- und sozialgeschichtlich betrachtet, in : Johannes Fried (hg.), a. a. O.（注7）, S. 439-486 によって概観する。

(34) Ebenda, S. 442ff.

(35) Ebenda, S. 446.

(36) Ebenda, S. 450ff.

(37) P. Moraw, Einheit, S. 20f. も参照。

(38) Frank Rexroth, Finis scientie nostre est regere. Normenkonflikte zwischen Juristen und Nichtjuristen an den spätmittelalterlichen Universitäten Köln und Basel, in : Zeitschrift für Historische Forschung 21 (1994), S. 315-344, S. 322f.

(39) Ebenda, S. 324ff.

(40) Ebenda, S. 335ff.

(41) Rainer Christoph Schwinges, Deutsche Universitätsbesucher im 14. und 15. Jahrhundert. Studien zur Sozialgeschichte des alten Reiches, Stuttgart 1986.

(42) ヴィーン、ハイデルベルク、ケルン、エアフルト、ライプツィヒ、ロストック、ルーヴァン、グライフスヴァルト、フライブルク、バーゼル、インゴルシュタット、テュービンゲンという一二の大学である。

(43) R. C. Schwinges, Zur Professionalisierung gelehrter Tätigkeit im deutschen Spätmittelalter, in : H.Boockmann u. a. (hg.), Recht und Verfassung im Übergang vom Mittelalter zur Neuzeit, 2. Teil, Göttingen 2001, S. 473-493. また、P. Moraw. Über gelehrte Juristen (注8), S. 139ff. も参照。

(44) R. C. Schwinges, Professionalisierung, S. 476. 一三八五年から一五〇五年までの期間に前記一二の大学では二〇四、八三二の学生登録が確認される。Ders., Universitätsbesucher, S. 23. 年毎の学生登録数については、Ebenda, S. 32 の表も参照。

(45) Ders., Professionalisierung, S. 476f., Ders., Universitätsbesucher, S. 33f.

(46) Ders., Professionalisierung, S. 478.

(47) Ebenda, S. 479f.

(48) 大学における「貧者 pauper」については、Ders., Pauperes an deutschen Universitäten des 15. Jahrhunderts, in : Zeitschrift für Historische Forschung 8 (1981), S. 285-309.

(49) Ders., Professionalisierung, S. 480ff.

(50) Ebenda, S. 478f.

(51) エアフルト大学では一四世紀末から一五世紀初頭には、ローマ法の学位取得者は、法学の全学位取得者の一〇％以下であったが、一四三〇年代以後、三〇％台になった。Robert Gramsch, Erfurter Juristen im Spätmittelalter. Die Karrieremuster und Tätigkeitsfelder einer gelehrten Elite des 14. und 15. Jahrhunderts, Leiden/Boston 2003, S. 464ff. なお、このグラムシュの研究は、一二九二年

から一四七〇年までの間にエアフルト大学法学部に学生登録した七一〇人を対象としたものである。

(52) 全般的には、P. MORAW Über gelehrte Juristen（注8）S. 141ff.

(53) Peter MORAW, Gelehrte Juristen im Dienst der deutschen Könige des späten Mittelalters (1273-1493), in : Roman SCHNUR (hg.), Die Rolle der Juristen bei der Entstehung des modernen Staates, Berin 1986, S. 77-147. Paul-Joachim HEINIG, Gelehrte Juristen im Dienst der römisch-deutschen Könige des 15. Jahrhunderts, in : H.BOOCKMANN (hg.), a. a. O.,（注1）S. 167-184 も全体としてモーラフが検出した傾向を確認している。

(54) P. MORAW, a. a. O., S. 143. ただし、イタリア人法律家は除いた数値である。

(55) Ebenda, S. 144.

(56) Ebenda, S. 91.

(57) Ebenda, S. 115f., 144f. また、Bettina KOCH, Räte auf deutschen Reichsversammlungen. Zur Entwicklung der politischen Funktionselite im 15. Jahrhundert, Frankfurt a. M. u. a. 1999 も参照。

(58) Ebenda, S. 107ff.

(59) Ebenda, S. 121f., 138f.

(60) Ebenda, S. 142. また、P. MORAW, Über Gelehrte Juristen（注8）, S. 143ff. をも参照。

(61) P. MORAW, Gelehrte Juristen（注53）, S. 144.

(62) Ebenda, S. 141.

(63) Ebenda, S. 146f.

(64) Ingrid MÄNNL, Gelehrte Juristen im Dienst der deutschen Territorialherren am Beispiel von Kurmainz (1250-1440), in : H. BOOCKMANN (hg.), a. a. O.（注1）, S. 185-198, S. 196. メンルは、一二五〇年から一四四〇年の期間について、五九の聖界領邦と二九の世俗領邦を調査し、約七〇〇人の学識法曹を検出した。

(65) Ebenda, S. 197. また、DIES., Die gelehrten Juristen im Dienst der Territorialherren im Norden und Nordosten des Reiches von 1250 bis 1440, in : R. Ch. SCHWINGES (hg.), Gelehrte im Reich. Zur Sozial- und Wirkungsgeschichte akademischer Eliten des 14. bis 16. Jahrhunderts (Zeitschrift für Historische Forschung, Beiheft 18), Berlin 1996, S. 269-290 も参照。国王、諸侯、都市といった世俗権力に仕えたボローニャ大学出身の学識法曹については、J. SCHMUTZ, a. a. O.（注8）, Teil 1, S. 188ff. 同じ分野で活動したエアフルト大学出身の学識法曹については、R. GRAMSCH, a. a. O.（注51）, S. 441ff.

(66) ボローニャ大学出身で教会分野で活動した学識法曹については、J. SCHMUTZ, a. a. O.（注8）, Teil 1, S. 215ff.

(67) Dietmar WILLOWEIT, Das juristische Studium in Heidelberg und die Lizentiaten der Juristenfakultät von 1386 bis 1436, in : Wilhelm DOERR (hg.), Semper apertus. Sechshundert Jahre Ruprecht-Karls-Universität Heidelberg 1386-1986, Bd. 1, Berlin u. a. 1985, S. 85-135, S. 114.

(68) Ebenda, S. 118f.

(69) Ebenda, S. 120.

(70) Ebenda, S. 124.

(71) Ebenda, S. 117.

(72) D. WILLOWEIT, Juristen im mittelalterlichen Franken. Ausbreitung und Profil einer neuen Elite, in : R.Ch.SCHWINGES (hg.), Gelehrte im Reich (注65), S. 225-267, S. 232ff.

(73) Ebenda, S. 230ff. 教会裁判権の分野で活動したエアフルト大学出身の学識法曹については、R. GRAMSCH, a. a. O. (注51), S. 488ff. そこでも、一五世紀後半の事例が目立っている。

(74) 法学識を通じた社会的上昇の可能性について、R. GRAMSCH, a. a. O. (注51), S. 562ff. は全体としてこれを肯定する。大学での勉学が垂直方向の社会的流動性に対して果たした役割について一般には否定的なスタンスをとるモーラフも、一五世紀中頃以後のドイツ諸大学の場合には、ある程度の役割を認めるようである。P. MORAW, Über gelehrte Juristen (注8), S. 138. 今後、より細かな検討が必要な問題であろう。

(75) D. WILLOWEIT, Juristen, S. 259ff. ニュルンベルクの法律家については、H. BOOCKMANN, Gelehrte Juristen im spätmittelalterlichen Nürnberg, in : DERS., (hg.), a. a. O. (注1), S. 199-214 も参照。

(76) Ebenda, S. 262f.

(77) Klaus WRIEDT, Bürgertum und Studium in Norddeutschland während des Spätmittelalters, in : J. FRIED (hg.), a. a. O. (注7), S. 487-525, S. 505ff. DERS., Gelehrte in Gesellschaft, Kirche und Verwaltung norddeutscher Städte, in: R. Ch. SCHWINGES (hg.), Gelehrte im Reich (注65), S. 437-452, S. 440, 447f.

(78) K. WRIEDT, Das gelehrte Personal in der Verwaltung und Diplomatie der Hansestädte, in : Hansische Geschichtsblätter 96 (1978), S. 15-37, S. 29. DERS, Gelehrte, S. 442f.

(79) DERS., Bürgertum, S. 501ff. また、K. WRIEDT, Studienförderung und Studienstiftung in norddeutschen Städten (14. -16. Jahrhundert), in : DERS., Schule und Universität. Bildungsverhältnisse in norddeutschen Städten des Spätmittelaters, Leiden / Boston 2005, S.

123-147も参照。

(80) Ebenda, S. 512ff.

(81) 例えば、R. GRAMSCH, a. a. O.（注51）, S. 389ff. は、エアフルト大学出身の多くの学識法曹が、教皇庁や公会議で活動し、また教会税の徴収者として教皇庁のために働いていたことを指摘している。

(82) J. SCHMUTZ, Juristen in der Praxis. Ein Plädoyer für interdisziplinäre Grundlagenarbeit, in : Christian HESSE u. a. (hg.), Geschichte der Personen. Studien zur Kreuzzugs-, Sozial-, und Bildungsgeschichte. Festschrift für Rainer Christoph Schwinges zum 60. Geburtstag, Basel 2003, S. 303-315も、法律家たちの具体的活動の分析が今後一層必要であることを指摘する。また、P. MORAW, Über gelehrte Juristen（注∞）, S. 128も参照。